

名古屋市教育委員会幼児・児童・生徒向けイベント及び作品募集
等案内の名古屋市公式ウェブサイトへの掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が名古屋市公式ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）に幼児・児童・生徒向けイベント及び作品募集等の案内（以下「案内」という。）を掲載する際の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載対象)

第2条 案内掲載（ウェブサイト案内に掲載することをいう。以下同じ。）の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教育委員会の後援名義の承認を受けている事業に関するもの（後援名義の承認を受けている旨の記載のあるものに限る。）
- (2) 国又は地方公共団体（名古屋市の外郭団体を含む。）が主催する事業に関するもの
- (3) その他これらに準ずるものとして教育委員会が認めるもの

(掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、案内掲載を行うことができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、差別、名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 青少年の保護又は健全育成に好ましくないもの
- (5) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- (6) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (7) 教育委員会の主催事業であるかのような誤解を与えるもの
- (8) 前条各号に掲げる掲載対象の事業以外の広告を含むもの
- (9) その他案内掲載がふさわしくないと教育委員会が認めるもの

(掲載依頼)

第4条 案内掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、インターネットを利用して申込みを行うものとする。

2 申込みの期間は、生涯学習課長が別に定める。

3 教育委員会は、掲載希望者に対し依頼内容の補正を求め、又は自ら補正することができるとともに、追加資料の提出を求める等の必要な指示をすることができる。この場合において、掲載希望者が教育委員会による補正の求めや指示に従わない場合には、案内掲載を行わないものとする。

(案内の規格等)

第5条 案内の規格については次の各号に定めるとおりとする。

(1) 形式 P D F

(2) データ容量 原則 3 メガバイト以下

(掲載方法)

第6条 案内掲載の日は、毎月10日及び25日とする。

2 案内掲載の順序は掲載日順とし、同日の場合の順序は教育委員会が決定する。

3 案内掲載の期間は、原則として掲載日から6月とする。

(掲載の周知)

第7条 案内掲載を行った場合は、名古屋市公式LINEによりその旨を配信するものとする。

(掲載の取止め)

第8条 教育委員会は、案内掲載をしておくことが不適當であると認めたときは、当該案内掲載を取り止めるものとする。

(案内の変更及び取下げ)

第9条 掲載希望者は、自己の都合により案内の変更又は案内掲載の取下げを求めることができる。

2 前項の場合、第4条（第2項を除く。）の規定を準用する。

（掲載希望者の責務）

第10条 掲載希望者は、案内に関する一切の責任を負う。

2 掲載希望者は、第三者から案内に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、全て自己の責任及び負担において解決しなければならない。

3 掲載希望者は、案内が第三者の権利を侵害するものではないこと及び案内に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

（その他）

第11条 その他案内掲載につき必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行し、令和5年2月10日以降の案内掲載について適用する。

附 則

1 この要綱は、令和6年3月5日から施行する。

2 この要綱による改正後の名古屋市教育委員会幼児・児童・生徒向けイベント及び作品募集等案内の名古屋市公式ウェブサイトへの掲載要綱の規定は、令和6年4月以後の掲載に係る申込みについて適用する。